



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 45 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

訓 令	
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(人 事 課)

訓 令

島根県訓令第14号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

別表国際課の項中「国際課」を「文化国際課」に改め、同表景観自然課の項を削り、同表東京事務所の項中

同 左
同 左

を

所属長は、勤務時間が 8 時間の場合は45分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。
所属長は、勤務時間中に勤務時間 4 時間につき15分の休憩時間を置く。

に改め、松江総務事

務所、出雲総務事務所、川本総務事務所、浜田総務事務所及び益田総務事務所の項の次に次のように加える。

出雲総務事務所、川本総務事務所、浜田総務事務所及び益田総務事務所
旅券担当職員（川本総務事務所は大田分室の職員に限る。）
同 左
同 左
同 左
所属長は、勤務時間中に勤務時間 4 時間につき15分の休憩時間を置く。

別表大学（島根女子短期大学及び看護短期大学を除く。）の項中

所属長は、勤務時間中に勤務時間 4 時間につき15分の休憩時間を置く。

を

同 左

に改め、同表看護短

期大学の項の次に次のように加える。

消費者センター
全職員
4 週間について 8 日 (所属長が職員ごとに指定する。)
同 左
規程第 2 条による。
規程第 3 条による。

別表美術館の項を次のように改める。

美術館
同 左
同 左
同 左
所属長は、勤務時間が 8 時間の場合は45分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。
所属長は、勤務時間中に勤務時間 4 時間につき15分の休憩時間を置く。

別表畜産試験場の項中「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。